

ジャンル	意見
利用目的	利用目的は、市民と他団体(その団体のみならず)のためにもなること
	他の市民活動団体との交流、知り合うきっかけ作り
	市民活動を行う団体・個人を支援する施設
	公益的活動をする団体
	これから活動を行いたい個人
	利用目的(基準)は、常に改善する
会議室(予約方法)	予約はTEL、FAX、メール、申請書のいずれも可
	HP上で仮予約できる(メールは?)
	事前に申し込む(1ヶ月程度前)
	会議室の貸し出しは、ある程度の時間制限(一団体2時間)あり。利用団体なければ延長可。
	利用団体名を会議室に掲示(利用団体のオープン化とPRを兼ねて)
	会議室利用申請書は、市ホームページからダウンロードするか、センター事務局、広報広聴課窓口にて
	利用予約(申請書によって受け付けする)
	利用予約は1ヶ月前から
	電話で仮予約はOK?
	会議室は使用許可申請
	利用可能人数の表示
	会議室に時計を設置する
	事前予約の制限(3ヶ月前まで)
	予約(早い者?抽選?)ダブルブッキング
	会議室の貸し出し簡素化(1階機能の登録団体は優先?)
	事務局がPM9:00閉館ならば会議室はPM8:00閉館
禁止事項	同伴について(親の責任であり基本的に許可する)
	営利活動は行わない
	一般的な禁止事項に順ずる
	清掃を義務とする(整理整頓)

ジャンル	意見
	ゴミの持ち帰り(ゴミを置いて行かない)
	飲食は許可制にする(コーヒー類はOK、BBQはダメ)
	利用基準(ルール) 基本的な事項は他の所のものを参考にする
	備品(コピー機、パソコン、印刷機等)の使用は団体に所属していない個人は使用できない
	パソコンの利用は1時間まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ ・食事(食べものOK) ・飲みものはOK
	大きなきまりは必要だと思うが規則で縛り過ぎない
	利用制限 施設長がする = 広報広聴課長
	火気厳禁
	禁酒 禁煙
登録(方法)	登録している団体がわかるように掲示する
	年度毎に申込みしてもらう
	ボランティアを希望する個人にも登録をしてもらう
	登録団体に諸掲示の了解を得る
	登録団体の活動等の概要をファイリングし、閲覧をしてもらう
	随時、登録、使用可とする
	個人利用者登録(登録する必要はなしでOK)
	利用団体登録 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動を行う団体であること ・3人以上の者で構成されていること ・おおむね三沢市民で構成されていること
	所定の申請書類を提出する(市役所担当課)
	登録団体 <ul style="list-style-type: none"> ・三沢市で活動する団体 (NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、町内会) センター管理運営方針とレベルあわせる
	<ul style="list-style-type: none"> ・団体登録申請書 ・団体構成員名簿
	コピー機、パソコン、印刷機、裁断機、紙折機の使用にあつては事前に団体登録を行い、登録証の発行を受けなければならない
	三沢市内在住、居住する会員のいる団体

ジャンル	意見
	登録できる団体をおる程度具体的に示す
	年に一度の更新制
	登録の有効期間 登録から3年間(更新可)
	ホームページに申請フォームをつくる
	団体とは?複数(2名以上)が所属する組織
	団体登録は単年度毎とする
	登録は基本的に団体
	登録は1年更新とする(事務局が管理しやすいように年度で更新)
	実績のある団体と新しい団体の登録
	利用対象団体(三沢市内に在住) 市街団体で三沢市内で活動する団体の利用は?
	コピー機等機能の利用制限 = 登録制
	登録時団体の規約、収支などの提出(団体の育成を図るため)
	登録団体をつなげる努力 運営協議会もしくは別にまちづくり協議会
	利用団体の登録審査はどうする?
	個人が市民活動をすることはないか? ある よって個人も機能を使えるようにする 登録
	個人が活動を広げる為の登録
交流(作業スペース)	交流コーナーは基本的に誰でも自由に使える
	交流スペースの予約方法(使用方法)
	作業スペースを一つの団体が独占しないために2時間という制限をつくる (コピー機、印刷、パソコンなど)
	利用機器(作業コーナー)はゆずり合いましょう
	交流スペースの予約方法(使用方法)
その他	休日(日曜、祝祭日、年末年始12/29~1/3)
	センターの利用時間(午前9時~午後9時)
	子ども連れでも利用できるようにキッズコーナーがあるといいかも
	月替わりとかで団体のPRコーナーを設置する(掲示板や模造紙で)
	相談日誌をつける(事務員の仕事)

ジャンル	意見
	利用者状況の把握のため来場(利用)者名簿に記入してもらう
	受け付けの記録用紙の保管
	図書を持ち出し基準
	損害賠償の基準
	センターだよりを発行し(事務局)利用促進する
	広報広聴課が主催するセミナーなどはネットワークセンターを活用する
	「市民活動の日」をつくり、センターで大きなイベントを開き(年1回)市民の理解を得る